

— 多重債務者の発生を防ぐために —



J 1 個人情報機関 ローンやクレジットの利用状況は記録されている!

ローンやクレジットの利用の申込みがあると、銀行やクレジット会社などは、「4つのC」(p18参照)を基本として申込者の信用状態を調査します。

しかし、1社だけで持っている情報では十分ではありません。他社で借り入れている総額や返済状況がわからないからです。

そのため、銀行やクレジット会社などは、互いに利用者個人の信用信息を交換する仕組み(=個人情報機関)をつくっています。

銀行やクレジット会社などは、個人情報機関の会員になることでローンやクレジット利用者の信用信息を企業のワクを越えて得ることができます。この仕組みによって、返済能力を超えた多額の貸出を防ぐことができるとともに、利用者が家計の破たんなどの不幸な事態におちいることを未然に防止することにも役立っています。

このように個人情報機関は、たじゅうさいむしゃ多重債務者の発生を防ぎ、消費者を保護するという観点からなくてはならないものなのです。



図 J-1 登録情報の保護対策

個人情報機関に登録された個人情報、個人のプライバシーに関する大切な情報なので次のような措置をとっています。

- ①登録・利用に関する本人の同意
- ②本人への登録情報の開示(本人開示)
- ③誤った情報の訂正・取消
- ④本来の利用目的以外の利用の制限
- ⑤情報の漏洩ろうえいや改ざんなどを防止する安全対策

図J-2 個人信用情報機関に登録されている主な情報の内容と登録期間

情報の種類	主な内容	登録期間
①個人の属性情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先	②～③の情報のいずれかが登録されている期間
②取引内容	借入日、金額、最終返済日、返済状況（支払いの滞りなどを含む）	契約期間中および契約終了日（完済されていない場合は完済日）から5年を超えない期間
③照会記録	会員（銀行やクレジット会社など）がセンターに照会した日付など	照会した日から1年を超えない期間

2 個人信用情報機関の種類 個人信用情報機関相互の情報交流システム!

個人信用情報機関には次の3機関があります。この3機関はクリン（CRIN）というネットワークを通じて情報交流をしています。

全国銀行個人信用情報センター

全国銀行協会が設置・運営している個人信用情報機関で、会員は金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合など）、銀行系クレジット会社、保証会社などです。

(株)シー・アイ・シー(CIC)

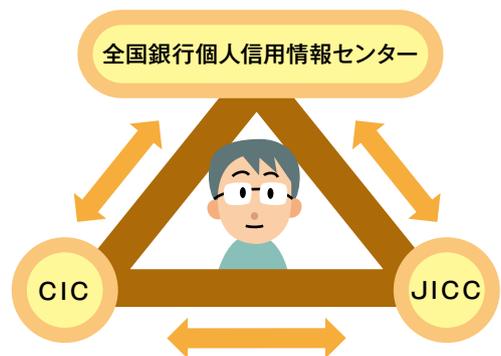
会員は信販会社、専門店会、リース会社、保証会社、消費者金融会社、金融機関、クレジット会社、百貨店などです。

(株)日本信用情報機構(JICC)

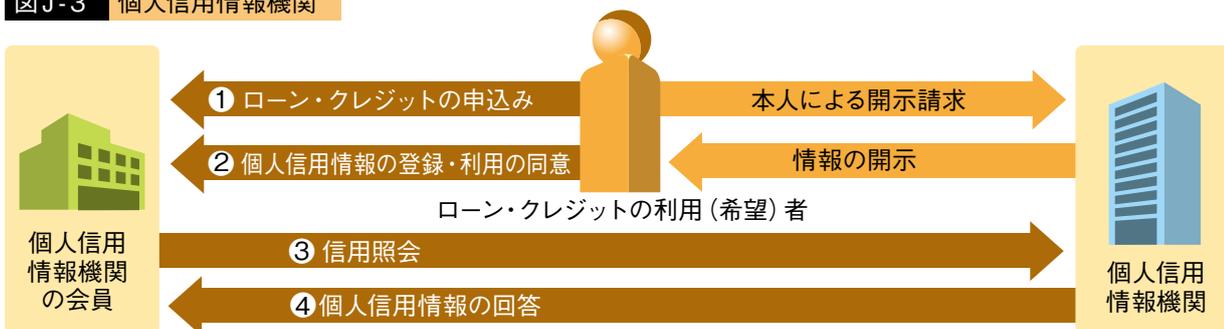
会員は消費者金融会社、信販会社、カード会社、金融機関、保証会社、リース会社などです。

CRIN

Credit Information Networkの略。



図J-3 個人信用情報機関



銀行員からのアドバイス



自分自身の信用情報に関心をもつことは大切です。
全国銀行個人信用情報センターに登録されている自分の情報を
知りたいときは、下記で具体的な手続きについてご案内しています。

- ホームページ
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
- テレホンサービス
フリーダイヤル0120-122-878(FAXでの資料受信も同じ)

